

第6号発議案

新潟県議会議員給与条例の一部を改正する条例

上記議案を別紙のとおり提出します。

令和8年3月27日

提出者	中川隆一	小山大志	飯野晋
	河原井拓也	高見美加	与口善之
	高橋直揮	牧田正樹	上杉知之
	北啓	小泉勝	渡辺和光
	市村浩二		

賛成者 提出者を除き議員全員

新潟県議会議長 青柳正司様

# 新潟県議会議員給与条例の一部を改正する条例

新潟県議会議員給与条例（昭和25年新潟県条例第2号）の一部を次の表のように改正する。

（下線及び太枠部分は改正部分）

改正後		改正前																														
目次		目次																														
第1章・第2章（略）		第1章・第2章（略）																														
第3章 費用弁償（第7条— <u>第9条</u> ）		第3章 費用弁償（第7条— <u>第10条</u> ）																														
附則		附則																														
<p><b>第7条</b> 議員が公務のために出張したときは、<u>次の各号に掲げる議員の区分に応じ、当該各号に定める額の費用を弁償する。</u></p> <p>(1) <u>議長 別表第1の左欄に掲げる職員の旅費に関する条例（昭和30年新潟県条例第58号。以下「旅費条例」という。）の規定中同表の中欄に掲げる字句を、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて、旅費条例を適用した場合に職員に支給される旅費の額に相当する額</u></p> <p>(2) <u>議長以外の者 別表第2の左欄に掲げる旅費条例の規定中同表の中欄に掲げる字句を、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて、旅費条例を適用した場合に職員に支給される旅費の額に相当する額</u></p>		<p><b>第7条</b> 議員が公務のために出張したときは、<u>順路により次の費用を弁償する。</u></p> <table border="1" data-bbox="847 927 1426 2024"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">車賃</th> <th rowspan="2">鉄道賃</th> <th rowspan="2">船賃</th> <th rowspan="2">航空賃</th> <th colspan="2">出張雑費（1日につき）</th> <th rowspan="2">宿泊料（1夜につき）</th> <th rowspan="2">食事料（1夜につき）</th> </tr> <tr> <th>公共交通機関</th> <th>自家用車</th> <th>県内</th> <th>県外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議長</td> <td>旅客運賃</td> <td>1キロメートルに</td> <td>旅客運賃</td> <td>上級の運賃</td> <td>現に支払った旅客</td> <td>825円</td> <td>1,650円</td> <td>1,650円</td> <td>3,300円</td> </tr> </tbody> </table>							区分	車賃		鉄道賃	船賃	航空賃	出張雑費（1日につき）		宿泊料（1夜につき）	食事料（1夜につき）	公共交通機関	自家用車	県内	県外	議長	旅客運賃	1キロメートルに	旅客運賃	上級の運賃	現に支払った旅客	825円	1,650円	1,650円	3,300円
区分	車賃		鉄道賃	船賃	航空賃	出張雑費（1日につき）		宿泊料（1夜につき）		食事料（1夜につき）																						
	公共交通機関	自家用車				県内	県外																									
議長	旅客運賃	1キロメートルに	旅客運賃	上級の運賃	現に支払った旅客	825円	1,650円	1,650円	3,300円																							

		つき 2 2 円			運賃				
議員	旅客運賃	1 キ ロ メ ー ト ル に つ き 2 2 円	旅客運賃	上級の運賃	現に支払った旅客運賃	8 2 5 円	1 , 6 5 円	1 4 , 8 0 円	3 , 3 0 0 円

2 前項に定める車賃、鉄道賃及び船賃については、同項に定める運賃等のほか、職員の旅費に関する条例（昭和30年新潟県条例第58号）第15条、第16条及び第18条の規定を準用する。この場合において、同条例第15条第3項中「公務上の必要により特別車両料金」とあるのは「特別車両料金」と、同条例第16条第1項第4号中「公務上の必要により第2号」とあるのは「第2号」と、それぞれ読み替えるものとする。

3 第1項に定める出張雑費については、職員の旅費に関する条例第19条第1項ただし書及び第2項の規定を準用する。この場合において、同条中「旅行雑費」とあるのは「出張雑費」と、

同条第1項ただし書中「第1号又は第3号に規定する額に、第1号の旅行をする場合にあつては同号に規定する額を、第3号の旅行をする場合にあつては同号に規定する額を、それぞれ」とあるのは、「新潟県議会議員給与条例（昭和25年新潟県条例第2号）第7条第1項に定める県内又は県外の出張雑費の額に当該出張雑費の額を」と読み替えるものとする。

第9条 議員が、公務のため外国へ出張したときは、費用を弁償する。

第9条 費用弁償の支給方法については、この条例で定めるもののほか、県職員に対する支給の例による。

第10条 費用弁償の支給方法については、この条例で定めるもののほか、県職員に対する支給の例による。

別表第1（第7条関係）

読み替えられる旅費条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第9条第2項	内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国旅行の場合であつて運賃の等級が	最上級

	区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された鉄道により移動する場合には、最上級の直近下位の級）	
第10条第2項	内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された船舶により移動する場合には、最上級	最上級

	の直近下位の級)	
第11条第2項	<p>運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 外国旅行の場合であつて、長時間にわたる移動として人事委員会規則で定めるもの（次号において「特定航空移動」するとき（同号に掲げる場合を除く。）最上級の運賃の額</p>	最上級の運賃の額とする。

	(2) 外国旅行の場合であつて、運賃の等級が3以上に区分された航空機により特定航空移動をするとき 最上級の直近下位の級の運賃の額	
第13条	地域の実情を勘案して人事委員会規則で定める額	内国旅行の場合においては、特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年新潟県条例第30号）第5条第1項第1号の規定に基づき、知事に支給される宿泊費の額に相当する額と

		し、外国旅行の場合においては、同項第2号の規定に基づき、副知事に支給される宿泊費の額に相当する額
--	--	--

**別表第2 (第7条関係)**

読み替えられる旅費条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第9条第2項	内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級	最上級

	(等級が3以上に区分された鉄道により移動する場合には、最上級の直近下位の級)	
第10条第2項	内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級 (等級が3以上に区分された船舶により移動する場合には、最上級の直近下位の級)	最上級
第11条第2項	運賃の等級が区分され	最上級の運賃の額

た航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。

(1) 外国旅行の場合であつて、長時間にわたる移動として人事委員会規則で定めるもの（次号において「特定航空移動」という。）をするとき（同号に掲げる場合を除く。）最上級の運賃の額

(2) 外国旅行の場合であつて、運

	賃の等級が3以上に区分された航空機により特定航空移動をするとき 最上級の直近下位の級の運賃の額	
第13条	地域の実情を勘案して人事委員会規則で定める額	特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年新潟県条例第30号）第5条第1項第2号の規定に基づき、副知事に支給される宿泊費の額に相当する額

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第7条の規定は、施行日以後に出発する出張から適用し、施行日前に出発した出張については、なお従前の例による。